

入札説明書等配布一覧表

調達する役務の名称 [山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務]

No	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) <ul style="list-style-type: none">・一般競争入札参加資格確認申請書・競争入札参加資格審査申請書提出書・一般競争入札仕様書等に関する質問書・入札書・委任状	1部
2	山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務 委託仕様書	1部
3	業務委託契約書 (書式)	1部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県総務部税政課

入札説明書

資料番号1

山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

契約及び仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局等」という。）

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県総務部税政課税務システム担当 電話番号023(630)2569

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
入札参加者の資格に関する書類
 - (ア) 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に登載されている者
 - a 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）
 - (イ) 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に登載されていない者
 - a 競争入札参加資格審査申請書提出書（別紙様式1-1号）
 - b 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（会計局が別に定める物品等競争入札参加資格審査申請要領による）
 - (ウ) 本調達と同種の役務について、過去5年以内に件数及び納期が同等の役務を受託し履行した実績を有することを証明する書類（写し可）
 - (エ) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準JIS Q 27001（ISO/IEC27001）に適合することにより認証を受けていることを証明する書類（写し可）
- (3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。
- (4) 申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求め

られた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

(5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和8年3月16日（月）までに通知する。

5 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和8年3月12日（木）午後3時まで契約担当部局等に別紙様式第2号により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。
- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形県総務部税政課において閲覧に供する。

6 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

7 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式第3号）による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、入札公告の「入札の場所及び日時」で定めた日時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第4号）を作成し提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

8 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

10 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

11 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された公告2の(1)イ及びロごとの予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)イ及びロごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としなない。

12 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申

立てることができない。

- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。
- (6) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。
- (7) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

様式第1号（一般競争入札参加資格確認申請書）

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

印

一般競争入札参加資格確認申請書

下記役務の調達に係る入札参加資格について確認されたく申請します。
なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 調達役務の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和8年2月25日
- (2) 役務の名称 山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務

2 添付書類

- (1) 本調達役務と同種の役務について、過去5年以内に件数及び納期が同等の役務を受託し履行した実績を有することを証する書類
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準JIS Q27001（ISO/IEC27001）に適合することにより認証を受けていることを証明する書類

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第1-1号（競争入札参加資格者名簿未登載者用）

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

印

競争入札参加資格審査申請書提出書

下記役務の調達に係る入札に参加したいので、別添のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出します。

なお、本件の入札公告に係る入札参加者の資格を有することについて、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 調達役務の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和8年2月25日
- (2) 役務の名称 山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務

2 添付書類

- (1) 本調達役務と同種の役務について、過去5年以内に件数及び納期が同等の役務を受託し履行した実績を有することを証する書類
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準JIS Q27001（ISO/IEC27001）に適合することにより認証を受けていることを証明する書類

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第2号（一般競争入札仕様書等に関する質問書）

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

印

競争入札に関する質問書

下記役務の調達に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

1 調達役務の入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和8年2月25日
- (2) 役務の名称 山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務

2 質問事項等

様式第3号 (入札書)

入 札 書			
年 月 日			
山形県知事 吉村 美栄子 殿			
<p style="text-align: center;">入札者住所又は所在地^{※1}</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び代表者名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p style="text-align: center;">〔 代理人氏名^{※2} (印) 〕</p> <p style="text-align: center;">山形県財務規則及び本件契約の条項により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
入 札 金 額	半角英数	¥	円/件
	全角英数かな漢字	¥	円/件
入札保証金額	免 除		
役務の名称 及び規格	山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務 (規格は仕様書のとおり)		
数 量	仕様書のとおり		
納 入 場 所 又は引渡場所	仕様書のとおり		
履 行 期 間 又は履行期限	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		
摘 要			

※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。
(代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。)

※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

様式第4号（委任状）

委 任 状

年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

印

私は 〃 を代理人と定め、下記の権限を

(使用印鑑 〃)

委任します。

記

- 1 山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務の入札
並びに見積に関する一切の件

2 委 任 期 間

年 月 日 から

年 月 日 まで

山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務委託仕様書

1 概要

軽油引取税及び不動産取得税に関係する帳票に記載される内容を税務総合電算システムに入力するため、各帳票のデータを作成し、電子媒体に格納したうえで期日まで納品するもの。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の内容

(1) 対象となる帳票

別紙1のとおり。(法令の改正により追加及び変更があった場合には県と協議のうえ業務を行うこと。)

(2) 予定数量

- ア 半角英数カナ及び全角英数かな漢字1レコード若しくはフィールドを1件とする。
- イ 1件あたりの想定平均入力文字数及び契約期間中の予定件数は、別紙1のとおり。

(3) データ入力作業

- ア 入力票様式及びレコードレイアウトは、別紙3、別紙4のとおり。
- イ 文字コードは「S-JIS」とすること。
- ウ 入力する文字種類は、半角英数及び全角英数かな漢字とする。
- エ 使用する漢字は、第一水準漢字及び第二水準漢字（JIS X0208）とする。
- オ 外字は本県が別途指示する外字コードを入力すること。
- カ 入力票に記載される数字及び文字について、正確に入力すること。特に不動産取得税の漢字項目については、異字体を個別に識別して入力すること。
- キ 2名以上で入力を行い、入力完了後にデータの突合せを実施し、入力誤り等がないことを確認すること。
- ク 改行コードは「CRLF」とすること。

(4) 使用する媒体

- ア 入力データを記録する媒体は、光ディスク等とする。
- イ 媒体は本県が用意するものを使用すること。
- ウ 作成したデータは次のファイル名称を付して格納すること。

データファイルの名称

帳票名（データ名）	MO ラベル名	ファイル名称	備考
軽油引取税	軽油引取税入力データ	「KPNT0.txt～ KPNT7.txt」	全8データ
承継土地取得調査書 (FSTF)	不動産取得税入力データ	「FSTF_BCF10200S01_01」	拡張子なし
承継家屋取得調査書 (FSKF)		「FSKF_BCF10200S01_01」	
原始家屋取得調査書 (FGKF)		「FGKF_BCF10200S01_01」	
原始家屋物件入力附表 (FBDF)		「FBDF_BCF10200S01_01」	
納税者(共有者)入力附表 (FKYF)		「FKYF_BCF10200S01_01」	

(5) 入力票の引渡し及び納品

- ア 入力票の引渡しは、指定する日時に山形県総務部税政課において受けること。このとき、使用する媒体の引渡しも併せて行う。
- イ 納品は、指定する日時までに入力票及び媒体を併せて総務部税政課に提出すること。
- ウ 入力票の引渡し及び納品確認は、別記様式1「入力データ作成作業指示書兼成果物引渡書」により行う。
- エ 「入力データ作成作業指示書兼成果品物引渡書」は正副作成する。納品確認後に本県担当者が押印したものを一部提出し、一部は受注者の控えとする。
- オ 作業指示予定日及び納品予定日は別紙2のとおりとする。

(6) セキュリティ

- ア 入力票及び入力データの取扱いにあたっては「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守し、入力票及び納品物の複写・複製を行わないこと。
- イ 入力作業場所は、受注者が直接管理し、セキュリティ対策が施された建物内で行うこと。
- ウ 入力票及び媒体の搬送は、複数名で行うこと。
- エ 入力作業場所及び搬送時において、入力票及び媒体の紛失、部外者からの覗き見等による情報漏えいが起こらないための措置を講じること。

(7) 本処理前試験

- ア 契約締結から本処理実施前までに、本県が提示する試験用入力票により試験用入力データを作成し試験を受けること。
- イ 試験用入力データの作成、納品等に係る費用は受注者が負担すること。
- ウ 試験の実施については、県と協議のうえ行うこと。

(8) 労働関係法令の遵守等

- 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

(9) 業務の責任者等への正規職員又は社会保険被保険者の配置

受注者は、業務の責任者（管理者、主任者）については、正規職員や社会保険被保険者を配置すること。

4 実績報告

1月毎の業務実績を別記様式2「業務完了報告書」により速やかに提出すること。

・添付資料

別記様式1「入力データ作成作業指示書兼成果物引渡書」

別記様式2「業務完了報告書」

別紙1 入力帳票一覧

別紙2 入力データ作成業務年間日程表

別紙3 入力票様式

別紙4 レコードレイアウト

(参考) 外字一覧

(別記様式1)

入力データ作成作業指示書兼成果物引渡書

(別記様式1)

税務総合電算システム

入力データ作成作業指示書兼成果物引渡書

《軽油引取税》

作業指示内容							
指示日		担当者		連絡先			
納品期限	(時刻)			ラベル名			
No.	帳票名 (データ名)	帳票コード	文字種類	枚数	件数	実件数※	備考
1	第16号の10様式 (第35号様式)	001	X:半角英数				
2	第16号の10様式別表 (第35号様式別表)	002	X:半角英数				
3	第16号の37様式 (第43号の13様式)	006	X:半角英数				
4	第16号の39様式 (第43号の15様式)	008	X:半角英数				
5	第16号の41様式 (第43号の17様式)	010	X:半角英数				
6	第16号の41様式別表1 (第43号の17様式別表1)	011	X:半角英数				
7	第16号の41様式別表2 (第43号の17様式別表2)	012	X:半角英数				
8	第16号の41様式別表5 (第43号の17様式別表5)	015	X:半角英数				
9	第16号の41様式別表6 (第43号の17様式別表6)	016	X:半角英数				
10	第16号の41様式別表7 (第43号の17様式別表7)	017	X:半角英数				
11	第16号の41様式別表10 (第43号の17様式別表10)	020	X:半角英数				

※受託者が記入すること。

※税政課記入	件数	実件数
X:半角英数	件	件

	税政課 納品確認印	受託事業者者 管理者確認印	税政課 作業指示
確認欄

(別記様式1)

税務総合電算システム

記入例

入力データ作成作業指示書兼成果物引渡書 《軽油引取税》

作業指示内容							
指示日	令和○年○月○日 (○)		担当者	○○		連絡先	○○○-○○○○
納品期限	令和○年○月○日 (○) (時刻)		10:00		ラベル名	軽油引取税入力データ	
No.	帳票名 (データ名)	帳票コード	文字種類	枚数	件数	実件数※	備考
1	第16号の10様式 (第35号様式)	001	X:半角英数	47	500	464	
2	第16号の10様式別表 (第35号様式別表)	002	X:半角英数	72	600	492	
3	第16号の37様式 (第43号の13様式)	006	X:半角英数	0	0	0	
4	第16号の39様式 (第43号の15様式)	008	X:半角英数	0	0	0	
5	第16号の41様式 (第43号の17様式)	010	X:半角英数	13	220	210	
6	第16号の41様式別表1 (第43号の17様式別表1)	011	X:半角英数	12	50	42	
7	第16号の41様式別表2 (第43号の17様式別表2)	012	X:半角英数	12	50	40	
8	第16号の41様式別表5 (第43号の17様式別表5)	015	X:半角英数	13	60	56	
9	第16号の41様式別表6 (第43号の17様式別表6)	016	X:半角英数	12	60	44	
10	第16号の41様式別表7 (第43号の17様式別表7)	017	X:半角英数	10	60	44	
11	第16号の41様式別表10 (第43号の17様式別表10)	020	X:半角英数	12	60	58	

※受託者が記入すること。

※税政課記入	件数	実件数
X:半角英数	1,450 件	件

	税政課 納品確認印	受託事業者者 管理者確認印	税政課 作業指示
確認欄	印 YY. MM. DD	印 YY. MM. DD	印 YY. MM. DD

(別記様式1)

税務総合電算システム

入力データ作成作業指示書兼成果物引渡書

《不動産取得税》

作業指示内容							
指示日		担当者		連絡先			
納品期限	(時刻)			ラベル名			
No.	帳票名 (データ名)	帳票コード	文字種類	枚数	件数	実件数※	備考
1	承継土地取得調査書 (FSTF)	211	N:全角英数 かな漢字				
2		212	X:半角英数				
3	承継家屋取得調査書 (FSKF)	221	N:全角英数 かな漢字				
4		222	X:半角英数				
5	原始家屋取得調査書 (FGKF)	231	N:全角英数 かな漢字				
6		232	X:半角英数				
7	原始家屋物件入力附表 (F B D F)	241	X:半角英数				
8	納税者(共有者)入力附表 (F K Y F)	251	N:全角英数 かな漢字 X:半角英数				
9							
10							
11							

※受託者が記入すること。

※税政課記入	件数	実件数
X:半角英数	件	件
N:全角英数 かな漢字	件	件

	税政課 納品確認印	受託事業者者 管理者確認印	税政課 作業指示
確認欄			

(別記様式1)

記入例

税務総合電算システム

入力データ作成作業指示書兼成果物引渡書 《不動産取得税》

作業指示内容							
指示日	令和〇年〇月〇日 (〇)	担当者	〇〇	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇		
納品期限	令和〇年〇月〇日 (〇)	(時刻)	10:00	ラベル名	不動産取得税入力データ		
No.	帳票名 (データ名)	帳票コード	文字種類	枚数	件数	実件数※	備考
1	承継土地取得調査書 (FSTF)	211	N:全角英数 かな漢字	728	1,456	1,456	
2		212	X:半角英数		1,456	1,456	
3	承継家屋取得調査書 (FSKF)	221	N:全角英数 かな漢字	275	550	550	
4		222	X:半角英数		550	550	
5	原始家屋取得調査書 (FGKF)	231	N:全角英数 かな漢字	1,275	2,550	2,550	
6		232	X:半角英数		3,825	3,825	
7	原始家屋物件入力附表 (FADF)	241	X:半角英数	6	10	11	
8	納税者(共有者)入力附表 (FKYF)	251	N:全角英数 かな漢字 X:半角英数	539	594	609	
9							
10							
11							

※受託者が記入すること。

※税政課記入

	件数	実件数
X:半角英数	5,841 件	件
N:全角英数 かな漢字	5,150 件	件

	税政課 納品確認印	受託事業者者 管理者確認印	税政課 作業指示
確認欄	印 YY. MM. DD	印 YY. MM. DD	印 YY. MM. DD

(別記様式2)

業務完了報告書	
(年 月分)	
年 月 日	
山形県知事 吉村 美栄子 殿	
受託者名	
下記のとおり完了しましたので報告します。	
業務名	税務総合電算システム用入力データ作成業務
契約金額	半角英数 1 件につき 円 (うち消費税及び地方消費税額 円) 全角英数かな漢字 1 件につき 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
合計 (件数)	半角英数 件 全角英数かな漢字 件
合計 (金額)	円
検査年月日	※ 年 月 日
検査職員 (者)	※ 職 氏名
摘要	

※は、委託者で記入します。

(注) 合計金額

合計金額の算定にあたっては、半角英数及び全角英数かな漢字の合計件数に各々の契約金額(税込み)を乗じ、小数点以下の端数を切り捨てた金額の合計を記載すること。

別紙 1

入力帳票一覧

税目	帳票名 ※	帳票 コード	レポート	半角英数		全角英数かな漢字		予定件数 (年間)	
				最大	想定	最大	想定	半角英数	全角漢字
軽油引取税	第16号の10様式 (第35号様式)	001	1レポート	110 文字	30 文字	-	-	18,299	-
	第16号の10様式別表 (第35号様式別表)	002	〃	110 文字	60 文字	-	-	19,176	-
	第16号の37様式 (第43号の13様式)	006	〃	110 文字	90 文字	-	-	10,026	-
	第16号の39様式 (第43号の15様式)	008	〃	110 文字	60 文字	-	-	754	-
	第16号の41様式 (第43号の17様式)	010	〃	110 文字	50 文字	-	-	9,393	-
	第16号の41様式別表1 (第43号の17様式別表1)	011	〃	110 文字	60 文字	-	-	2,618	-
	第16号の41様式別表2 (第43号の17様式別表2)	012	〃	110 文字	60 文字	-	-	2,380	-
	第16号の41様式別表5 (第43号の17様式別表5)	015	〃	110 文字	60 文字	-	-	5,139	-
	第16号の41様式別表6 (第43号の17様式別表6)	016	〃	110 文字	60 文字	-	-	3,271	-
	第16号の41様式別表7 (第43号の17様式別表7)	017	〃	110 文字	60 文字	-	-	2,414	-
	第16号の41様式別表10 (第43号の17様式別表10)	020	〃	110 文字	60 文字	-	-	3,893	-
軽油引取税 小計								77,363	
不動産取得税	承継土地取得調査書	211	フィールド ¹	55 文字	15 文字	80 文字	30 文字	18,770	19,280
		212	フィールド ²	256 文字	45 文字	60 文字	20 文字		
	承継家屋取得調査書	221	フィールド ¹	55 文字	15 文字	80 文字	30 文字	7,046	7,244
		222	フィールド ²	256 文字	40 文字	60 文字	20 文字		
	原始家屋取得調査書	231 232	フィールド ¹	43 文字	15 文字	80 文字	30 文字	13,278	9,094
			フィールド ²	256 文字	25 文字	60 文字	20 文字		
			フィールド ³	88 文字	15 文字	-	-		
原始家屋物件入力附表	241	1レポート		82 文字	46 文字	-	-	78	0
納税者(共有者)入力附表	251	〃		文字	文字	114 文字	18 文字	0	3,590
不動産取得税 小計								39,172	39,208
合計								116,535	39,208

※軽油引取税のかっこ () 内は旧様式の名称

(別紙2) 入力データ作成業務年間日程表

1 入力見込件数

税目	区分	令和8年									令和9年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
軽油引取税	半角英数字	6,808	6,963	6,576	6,731	6,266	6,189	6,189	6,266	6,189	6,266	6,576	6,344	77,364
不動産取得税	半角英数字	3,369	6,267	4,465	4,818	2,977	2,389	2,624	2,115	2,703	2,820	196	4,427	39,171
	全角かな漢字	3,372	6,273	4,470	4,823	2,979	2,392	2,627	2,117	2,705	2,823	196	4,431	39,208
合計	半角英数字	10,177	13,230	11,041	11,549	9,243	8,579	8,814	8,382	8,892	9,087	6,772	10,771	116,535
	全角かな漢字	3,372	6,273	4,470	4,823	2,979	2,392	2,627	2,117	2,705	2,823	196	4,431	39,208

2 作業指示予定日及び納品予定日

税目	区分	令和8年									令和9年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽油引取税	作業指示日	4月10日(金)	5月15日(金)	6月10日(水)	7月10日(金)	8月13日(木)	9月10日(木)	10月13日(火)	11月12日(木)	12月10日(木)	1月14日(木)	2月10日(水)	3月10日(水)
	納品期限	4月17日(金)	5月22日(金)	6月17日(水)	7月17日(金)	8月20日(木)	9月17日(木)	10月20日(火)	11月19日(木)	12月17日(木)	1月21日(木)	2月18日(木)	3月17日(水)
不動産取得税	作業指示日	4月16日(木)	5月19日(火)	6月17日(水)	7月17日(金)	8月18日(火)	9月14日(月)	10月19日(月)	11月16日(月)	12月15日(火)	1月18日(月)	2月15日(月)	3月17日(水)
	納品期限	4月23日(木)	5月25日(月)	6月24日(水)	7月27日(月)	8月25日(火)	9月24日(木)	10月26日(月)	11月24日(火)	12月22日(火)	1月25日(月)	2月19日(金)	3月25日(木)

別紙 3

入力票 様式 《軽油引取税》

1	7	17	22	23	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	延滞区分	滞り回数	予	備	整理番号
161000				00			

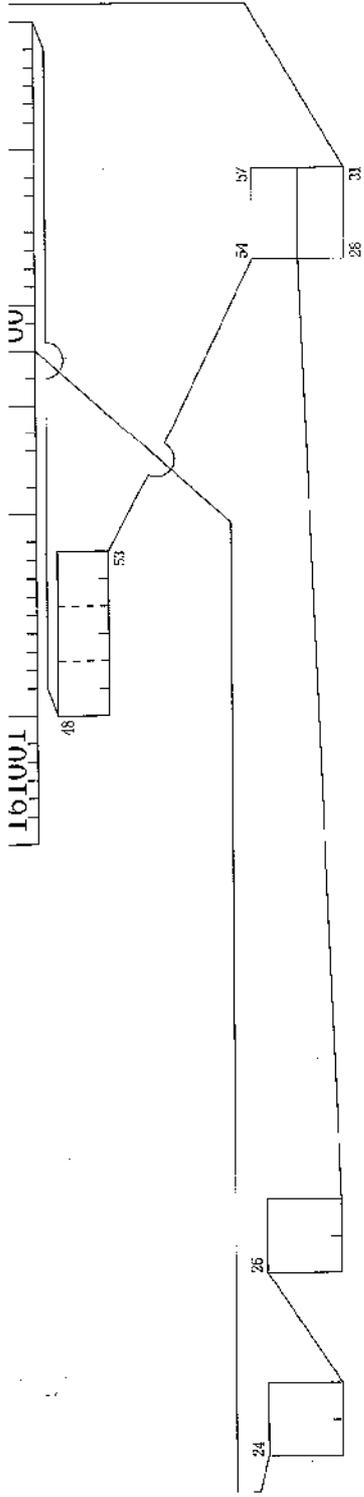
44	49

24	26

28	30	43
01		
02		
03		
04		
05		
06		
07		
08		
09		
10		
11		
28	30	41

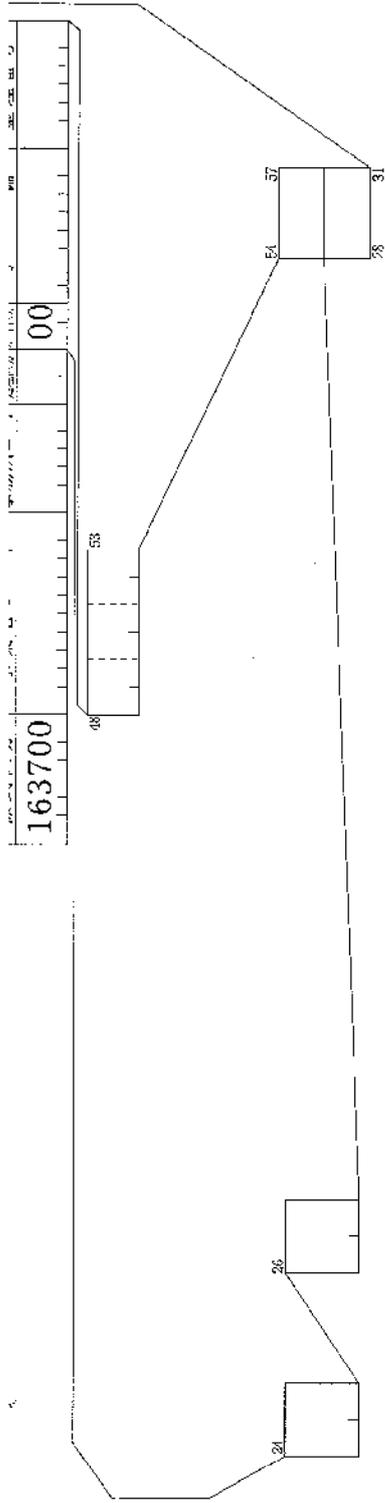
28	30	32	34
12			
36	38	40	41

第十六号の十様式別表 (入力用)

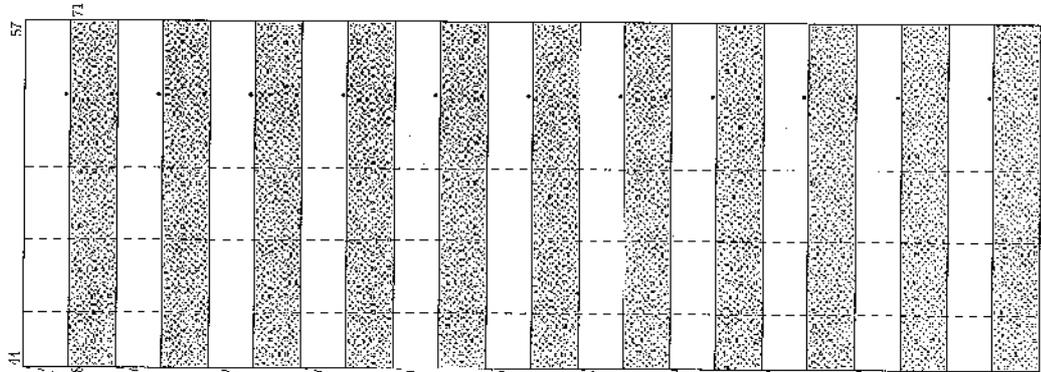
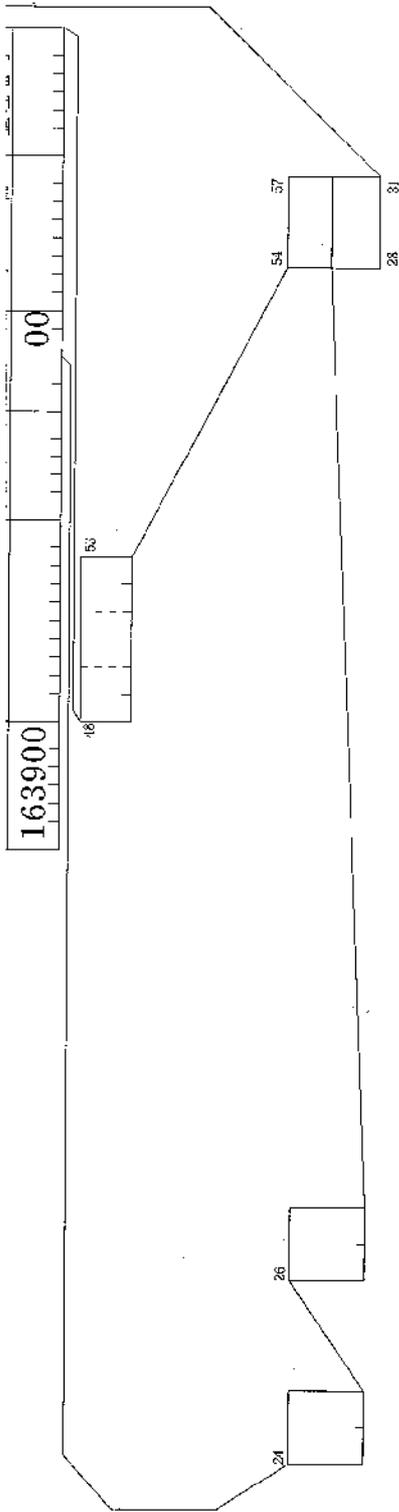


72	34	43	01	44	38	57	71	72	81
			02						
			03						
			04						
			05						
			06						
			07						
			08						
			09						
			10	9999999999			71		

第十大号の三十七様式 (入力用)



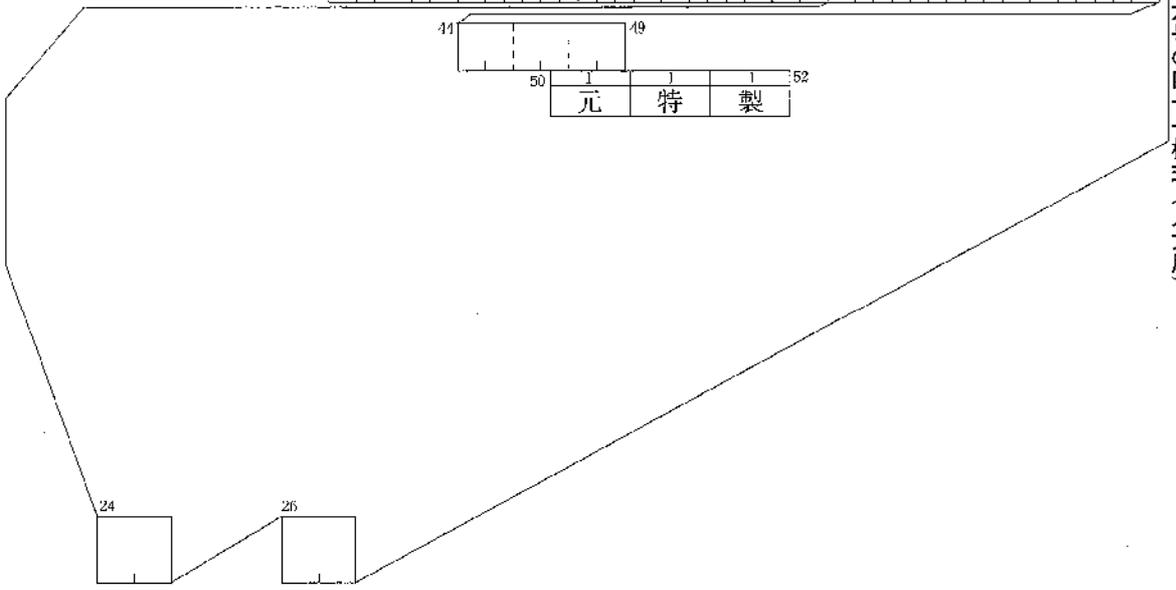
32	34	43	57	71	72	81	82	95
01								
02								
03								
04								
05								
06								
07								
08								
09								
10	9999999999					9999999999		



01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11 9999999999
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---------------

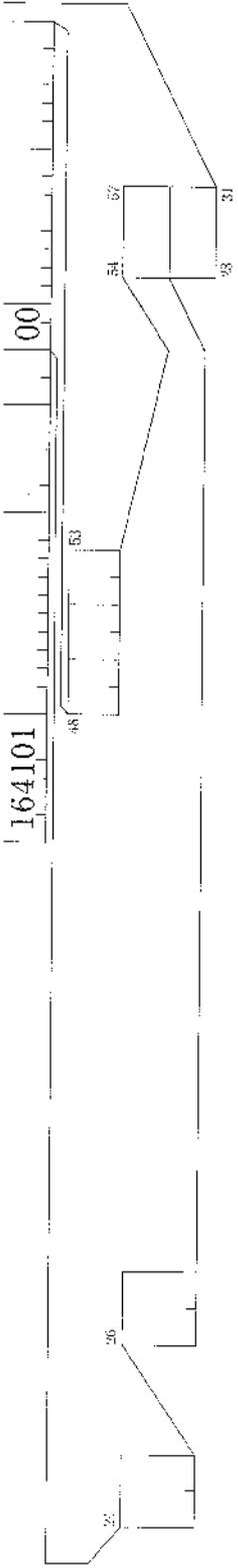
1	7	17	22	23	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	子	備	整理番号	
164100				00			

41	49	50	52
		元	特製



第十六号の四十一様式（入力用）

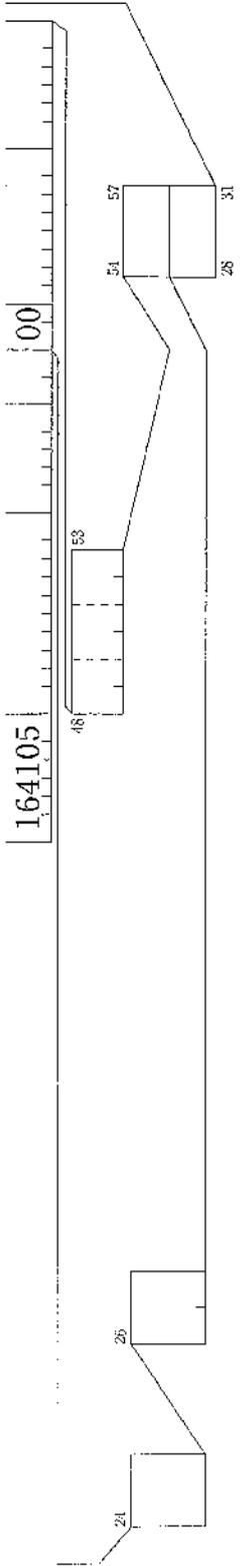
28	30	43	44	57
01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				



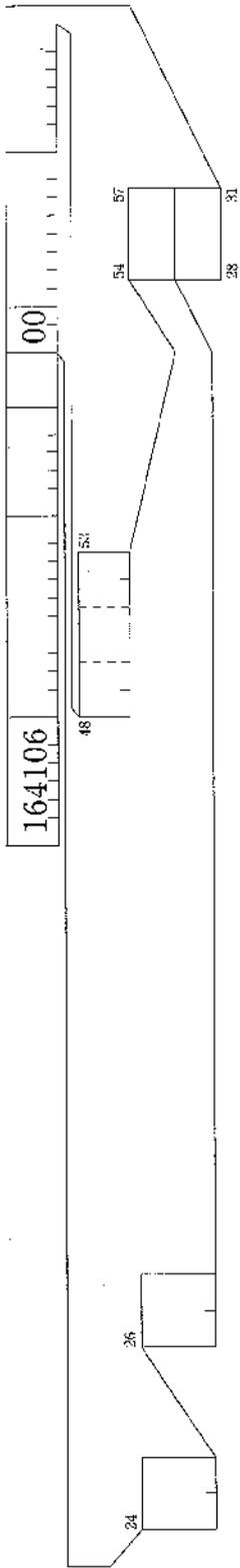
32	36	44	57
01			
02			
03			
04			
05			
06			
07			
08			
09			
10			
11			
12	99	99	99
			99

164102		00	
21	26	48	53
54	57	28	31

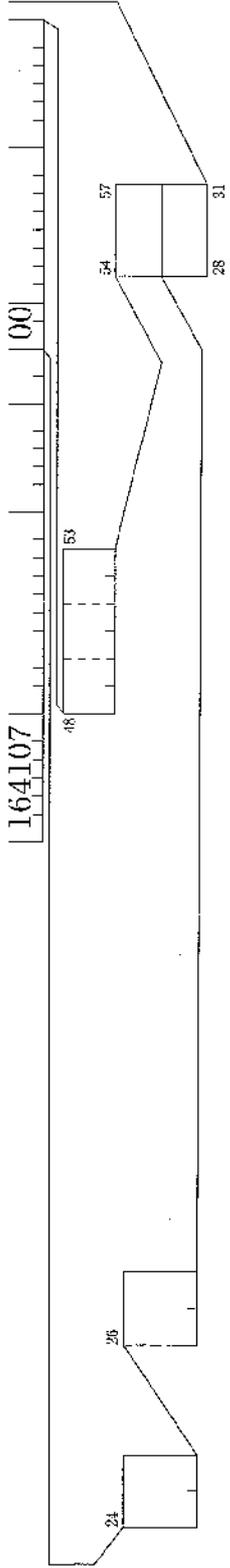
33	34	41	57
01	58	73	
02			
03			
04			
05			
06			
07			
08			
09			
10			
11			
12	9999999999		
		99	



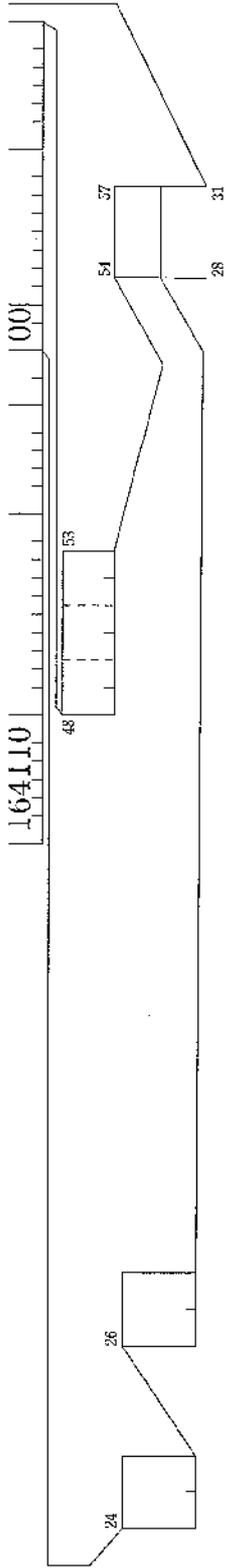
32	31	44	57
01			
02	38		73
03			
04			
05			
06			
07			
08			
09			
10			
11			
12	9999999999		
		99	



32	31	44	57
01			
02			
03			
04			
05			
06			
07			
08			
09			
10			
11			
12	9999999999		
		99	



32	34	44	57
01			
02			
03			
04			
05			
06			
07			
08			
09			
10			
11			
12	9999999999		



32	34	44	57
01			
02			
03			
04			
05			
06			
07			
08			
09			
10			
11			
12	9999999999		

入力票 様式
《不動産取得税》

【不動産取得税】

【納税者（共有者）入力附表】

▼漢字ファイルドです。

9	02	115	119	120	121	122	123	124	125	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	50	51	52	1	2	53	54	55	56	57	58	59	60
		11 ▼左記氏名と同じ場合は「-」を記入される																															
9	03	115	119	120	121	122	123	124	125	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	50	51	52	1	2	53	54	55	56	57	58	59	60
		11 ▼左記氏名と同じ場合は「-」を記入される																															
9	04	115	119	120	121	122	123	124	125	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	50	51	52	1	2	53	54	55	56	57	58	59	60
		11 ▼左記氏名と同じ場合は「-」を記入される																															
9	05	115	119	120	121	122	123	124	125	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	50	51	52	1	2	53	54	55	56	57	58	59	60
		11 ▼左記氏名と同じ場合は「-」を記入される																															
9	06	115	119	120	121	122	123	124	125	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	50	51	52	1	2	53	54	55	56	57	58	59	60
		11 ▼左記氏名と同じ場合は「-」を記入される																															
9	07	115	119	120	121	122	123	124	125	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	50	51	52	1	2	53	54	55	56	57	58	59	60
		11 ▼左記氏名と同じ場合は「-」を記入される																															
9	08	115	119	120	121	122	123	124	125	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	50	51	52	1	2	53	54	55	56	57	58	59	60
		11 ▼左記氏名と同じ場合は「-」を記入される																															
9	09	115	119	120	121	122	123	124	125	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	50	51	52	1	2	53	54	55	56	57	58	59	60
		11 ▼左記氏名と同じ場合は「-」を記入される																															
9	10	115	119	120	121	122	123	124	125	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	50	51	52	1	2	53	54	55	56	57	58	59	60
		11 ▼左記氏名と同じ場合は「-」を記入される																															

別紙 4

レコードレイアウト 《軽油引取税》

(パンチデータ) 110バイト (※媒体MIO等の場合(テキストファイル)の場合⇒改行コードでデータを区切る。)

項目名	共通部										データ部	*8	
	様式区分	*2			*3	*6	*7						
		県コード	法人番号	事務所番号	*1 県コード	税事務所コード	*4 年	*5 月					
タイプ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
けた数	6	2	4	3	1	2	3	1	1	2	2	82	1

- *1 チェックデジット
- *4 処理区分1
- *7 行為年月

- *2 事業者コード
- *5 処理区分2
- *8 出様式フラグ

- *3 県税事務所コード
- *6 処理区分

再定義レコードレイアウト

再定義部 (本表 00)

再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

相対バイト	30	40	50					
項目名	再定義部 (本表 00)							
	カード区分	予備	整理番号	*1	*5			余白
			年	月	日	***	234	
タイプ	X	X	X	X	X	X	X	X
けた数	2	8	6	2	2	2	111	57

*1 申告年月日
*4 製造

*2 元売
*5 業者区分

*3 特約

再定義レコードレイアウト 再定義部 (別表明細 00) 再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

項目名	枚目	カード区分	予備	整理番号	*1			総枚数	余白
					年	月	日		
タイプ	X	X	X	X	X	X	X	X	X
けた数	4	2	8	6	2	2	2	4	52

*1 申告 (報告) 年月日

再定義レコードレイアウト

再定義部 (申告本表 NN)

再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

項目名	カード区分	数量	余白
タイプ	X	X	X
けた数	2	14	66

相対バイト 30 | 50

#1

*1 再定義部 (申告本表 NN)

再定義レコードレイアウト

再定義部 (申告本表 11)

再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

相対バイト	30		
		*1	
項目名	カード区分	税額	余白
タイプ	X	X	X
けた数	2	12	68

*1 再定義部 (申告本表 11)

再定義レコードレイアウト

再定義部 (申告本表 12)

再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

相対バイト	30							40	
項目名	再定義部 (申告本表 12)								
	カード区分	*1			*2			余白	
		年	月	日	年	月	日		
タイプ	X	X	X	X	X	X	X	X	
けた数	2	2	2	2	2	2	2	68	

*1 申告期限

*2 納入予定日

再定義レコードレイアウト

再定義部 (報告本表 NN)

再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

相対バイト	30	30	60	
	#1			
項目名	カード区分	受払い数量	現実の受払い数量	余白
タイプ	X	X	X	X
けた数	2	14	14	52

*1 再定義部 (報告本表 NN)

再定義レコードレイアウト

再定義部 (申告明細 NN)

再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

相対バイト	30	40	50	60	80						
再定義部 (申告明細 NN)											
項目名	枚目	*2				*3	*5			余白	
		カード区分	県コード	法人番号	事務所番号		県コード	法人番号	事務所番号		
タイプ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
けた数	4	2	2	4	3	1	14	2	4	3	28

*1 チェックデジット
*4 チェックデジット

*2 事業者コード
*5 事業者コード

*3 課税対象とならない数量

再定義レコードレイアウト 再定義部 (納入報告1) 再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

項目名	再定義部 (納入報告1)						課税済数量1		再定義部 (納入報告2)				課税済数量2	
	校目	#2			数量1	課税済数量1		#4			数量2	課税済数量2		
	カード区分	県コード	法人番号	事務所番号 #1				県コード	法人番号	事務所番号 #3				
タイプ	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X		
けた数	4	2	2	4	3	1	14	14	2	4	3	1	14	14

*1 チェックデジット
*4 事業者コード

*2 事業者コード

*3 チェックデジット

再定義レコードレイアウト 再定義部 (納入報告 2) 再定義元 データ部

開始位置 28バイト

項目名	3Q	4Q					5Q	6Q	
	再定義部 (納入報告 2)								
		*2							
	枚目	カード区分	県コード	法人番号	事務所番号	*1	数量	課税済数量	余白
タイプ	X	X	X	X	X	X	X	X	X
けた数	4	2	2	4	3	1	14	14	38

*1 チェックデジット

*2 事業者コード

再定義レコードレイアウト 再定義部 (受払報告 1) 再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

項目名	枚目	カード区分	県コード	法人番号	事務所番号	数量	都道府県コード	課税済数量	余白
タイプ	X	X	X	X	X	X	X	X	X
けた数	4	2	2	4	3	1	14	14	36

*1 チェックデジット

*2 事業者コード

再定義レコードレイアウト 再定義部 (受払報告 2) 再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

相対バイト	30	40	50	60				
	再定義部 (受払報告 2)							
項目名	枚目	カード区分	県コード	法人番号	事務所番号	数量	課税済数量	
							余白	
タイプ	X	X	X	X	X	X	X	
けた数	4	2	2	4	3	14	38	

*1 チェックデジット

*2 事業者コード

再定義レコードレイアウト 再定義部 (受払報告 3) 再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

相対バイト	30	40				70	
	*1						
項目名	枚目	カード区分	都道府県コード	数量	課税済数量	余白	
タイプ	X	X	X	X	X	X	
けた数	4	2	2	14	14	46	

*1 再定義部 (受払報告 3)

再定義レコードレイアウト

再定義部 (受払報告 4)

再定義元 データ部

開始位置 28 バイト

相対バイト	30	40				60
再定義部 (受払報告 4)						
項目名	枚目	カード区分	税関コード	輸入統計番号	数量	余白
タイプ	X	X	X	X	X	X
けた数	4	2	4	3	14	55

レコードレイアウト
《不動産取得税》

税務総合電算システム ユーザー定義文字（外字）登録一覧

令和8年1月29日現在

Windows TrueType フォント(SJISMS) 標準

シフトJIS(MS) Unicode-JEF	芦	嬭	漣	捻	碯	興	KV	彡	琨					m̄/h	t/h	0	1	2
	f040 e000	f041 e001	f042 e002	f043 e003	f044 e004	f045 e005	f046 e006	f047 e007	f048 e008	f049 e009	f04a e00a	f04b e00b	f04c e00c	f04d e00d	f04e e00e	f04f e00f	f050 e010	f051 e011
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	3	4	5	6	7	8	9	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
	f052 e012	f053 e013	f054 e014	f055 e015	f056 e016	f057 e017	f058 e018	f059 e019	f05a e01a	f05b e01b	f05c e01c	f05d e01d	f05e e01e	f05f e01f	f060 e020	f061 e021	f062 e022	f063 e023
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	f064 e024	f065 e025	f066 e026	f067 e027	f068 e028	f069 e029	f06a e02a	f06b e02b	f06c e02c	f06d e02d	f06e e02e	f06f e02f	f070 e030	f071 e031	f072 e032	f073 e033	f074 e034	f075 e035
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
	f076 e036	f077 e037	f078 e038	f079 e039	f07a e03a	f07b e03b	f07c e03c	f07d e03d	f07e e03e	f080 e03f	f081 e040	f082 e041	f083 e042	f084 e043	f085 e044	f086 e045	f087 e046	f088 e047
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64
	f089 e048	f08a e049	f08b e04a	f08c e04b	f08d e04c	f08e e04d	f08f e04e	f090 e04f	f091 e050	f092 e051	f093 e052	f094 e053	f095 e054	f096 e055	f097 e056	f098 e057	f099 e058	f09a e059
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82
	f09b e05a	f09c e05b	f09d e05c	f09e e05d	f09f e05e	f0a0 e05f	f0a1 e060	f0a2 e061	f0a3 e062	f0a4 e063	f0a5 e064	f0a6 e065	f0a7 e066	f0a8 e067	f0a9 e068	f0aa e069	f0ab e06a	f0ac e06b
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	.0
	f0ad e06c	f0ae e06d	f0af e06e	f0b0 e06f	f0b1 e070	f0b2 e071	f0b3 e072	f0b4 e073	f0b5 e074	f0b6 e075	f0b7 e076	f0b8 e077	f0b9 e078	f0ba e079	f0bb e07a	f0bc e07b	f0bd e07c	f0be e07d
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	.1	.2	.3	.4	.5	.6	.7	.8	.9	0	1	2	3	4	5	6	7	8
	f0bf e07e	f0c0 e07f	f0c1 e080	f0c2 e081	f0c3 e082	f0c4 e083	f0c5 e084	f0c6 e085	f0c7 e086	f0c8 e087	f0c9 e088	f0ca e089	f0cb e08a	f0cc e08b	f0cd e08c	f0ce e08d	f0cf e08e	f0d0 e08f

Windows TrueType フォント(SJISMS) 標準

シフトJIS(MS) Unicode-JEF	摠	搗	擊	教	昀	昕	昂	昉	昂	昞	吟	皖	哈	峻	晴	皙	晷	晷
	f1a5 e120	f1a6 e121	f1a7 e122	f1a8 e123	f1a9 e124	f1aa e125	f1ab e126	f1ac e127	f1ad e128	f1ae e129	f1af e12a	f1b0 e12b	f1b1 e12c	f1b2 e12d	f1b3 e12e	f1b4 e12f	f1b5 e130	f1b6 e131
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	暘	暘	曹	胎	朗	杓	柁	乘	被	柳	桃	梲	楨	榉	架	榴	檣	檣
	f1b7 e132	f1b8 e133	f1b9 e134	f1ba e135	f1bb e136	f1bc e137	f1bd e138	f1be e139	f1bf e13a	f1c0 e13b	f1c1 e13c	f1c2 e13d	f1c3 e13e	f1c4 e13f	f1c5 e140	f1c6 e141	f1c7 e142	f1c8 e143
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	横	糶	勝	櫟	櫟	櫟	毖	汎	汎	汎	法	泚	洄	涇	浯	泣	滓	淚
	f1c9 e144	f1ca e145	f1cb e146	f1cc e147	f1cd e148	f1ce e149	f1cf e14a	f1d0 e14b	f1d1 e14c	f1d2 e14d	f1d3 e14e	f1d4 e14f	f1d5 e150	f1d6 e151	f1d7 e152	f1d8 e153	f1d9 e154	f1da e155
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	清	澆	淼	淘	湜	滌	漾	泮	澈	漸	濱	滢	瀟	瀨	炅	炫	炆	焄
	f1db e156	f1dc e157	f1dd e158	f1de e159	f1df e15a	f1e0 e15b	f1e1 e15c	f1e2 e15d	f1e3 e15e	f1e4 e15f	f1e5 e160	f1e6 e161	f1e7 e162	f1e8 e163	f1e9 e164	f1ea e165	f1eb e166	f1ec e167
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	煜	煨	輝	熨	燁	燾	犊	犊	狻	猪	獷	珣	珉	珖	珣	肆	琇	琨
	f1ed e168	f1ee e169	f1ef e16a	f1f0 e16b	f1f1 e16c	f1f2 e16d	f1f3 e16e	f1f4 e16f	f1f5 e170	f1f6 e171	f1f7 e172	f1f8 e173	f1f9 e174	f1fa e175	f1fb e176	f1fc e177	f240 e178	f241 e179
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	琦	琪	琚	琮	琤	璟	瓶	峻	皂	皜	皞	皛	皛	益	皖	劦	砭	砭
	f242 e17a	f243 e17b	f244 e17c	f245 e17d	f246 e17e	f247 e17f	f248 e180	f249 e181	f24a e182	f24b e183	f24c e184	f24d e185	f24e e186	f24f e187	f250 e188	f251 e189	f252 e18a	f253 e18b
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	硃	礪	礪	礼	神	祥	禔	福	禛	竝	竝	靖	淨	簞	精	紉	絜	粹
	f254 e18c	f255 e18d	f256 e18e	f257 e18f	f258 e190	f259 e191	f25a e192	f25b e193	f25c e194	f25d e195	f25e e196	f25f e197	f260 e198	f261 e199	f262 e19a	f263 e19b	f264 e19c	f265 e19d
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	綠	緒	繒	罇	羨	羽	茁	芋	茂	菇	葦	葦	萌	雲	蕙	董	藹	薰
	f266 e19e	f267 e19f	f268 e1a0	f269 e1a1	f26a e1a2	f26b e1a3	f26c e1a4	f26d e1a5	f26e e1a6	f26f e1a7	f270 e1a8	f271 e1a9	f272 e1aa	f273 e1ab	f274 e1ac	f275 e1ad	f276 e1ae	f277 e1af

Windows TrueType フォント(SJISMS) 標準

シフトJIS(MS) Unicode-JEF	蘊	虻	螞	斐	訥	紳	詹	誦	閻	誑	諸	諶	諷	諷	賸	賴	贇	赶
	f278 e1b0	f279 e1b1	f27a e1b2	f27b e1b3	f27c e1b4	f27d e1b5	f27e e1b6	f280 e1b7	f281 e1b8	f282 e1b9	f283 e1ba	f284 e1bb	f285 e1bc	f286 e1bd	f287 e1be	f288 e1bf	f289 e1c0	f28a e1c1
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	赳	軌	返	逸	遑	郎	都	鄉	鄧	鈇	釗	釵	釭	釳	釴	釵	釸	釹
	f28b e1c2	f28c e1c3	f28d e1c4	f28e e1c5	f28f e1c6	f290 e1c7	f291 e1c8	f292 e1c9	f293 e1ca	f294 e1cb	f295 e1cc	f296 e1cd	f297 e1ce	f298 e1cf	f299 e1d0	f29a e1d1	f29b e1d2	f29c e1d3
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	釽	釿	鉀	鉅	鉉	鉊	鉋	鉌	鉍	鉎	鉏	鉑	鉒	鉓	鉔	鉕	鉖	鉗
	f29d e1d4	f29e e1d5	f29f e1d6	f2a0 e1d7	f2a1 e1d8	f2a2 e1d9	f2a3 e1da	f2a4 e1db	f2a5 e1dc	f2a6 e1dd	f2a7 e1de	f2a8 e1df	f2a9 e1e0	f2aa e1e1	f2ab e1e2	f2ac e1e3	f2ad e1e4	f2ae e1e5
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	鉗	鉙	鉚	鉛	鉜	鉝	鉞	鉟	鉠	鉡	鉢	鉣	鉤	鉥	鉦	鉧	鉨	鉩
	f2af e1e6	f2b0 e1e7	f2b1 e1e8	f2b2 e1e9	f2b3 e1ea	f2b4 e1eb	f2b5 e1ec	f2b6 e1ed	f2b7 e1ee	f2b8 e1ef	f2b9 e1f0	f2ba e1f1	f2bb e1f2	f2bc e1f3	f2bd e1f4	f2be e1f5	f2bf e1f6	f2c0 e1f7
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	鉪	閒	隆	隴	隴	隴	隴	隴	隴	隴	青	晴	顛	顛	飯	飼	餒	
	f2c1 e1f8	f2c2 e1f9	f2c3 e1fa	f2c4 e1fb	f2c5 e1fc	f2c6 e1fd	f2c7 e1fe	f2c8 e1ff	f2c9 e200	f2ca e201	f2cb e202	f2cc e203	f2cd e204	f2ce e205	f2cf e206	f2d0 e207	f2d1 e208	f2d2 e209
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	館	羴	麟	高	韻	紛	鈺	鈺	鮫	鮫	鵬	鵠	鵠	鵠	黑	i	ii	
	f2d3 e20a	f2d4 e20b	f2d5 e20c	f2d6 e20d	f2d7 e20e	f2d8 e20f	f2d9 e210	f2da e211	f2db e212	f2dc e213	f2dd e214	f2de e215	f2df e216	f2e0 e217	f2e1 e218	f2e2 e219	f2e3 e21a	f2e4 e21b
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x	一	丨							鱗	
	f2e5 e21c	f2e6 e21d	f2e7 e21e	f2e8 e21f	f2e9 e220	f2ea e221	f2eb e222	f2ec e223	f2ed e224	f2ee e225	f2ef e226	f2f0 e227	f2f1 e228	f2f2 e229	f2f3 e22a	f2f4 e22b	f2f5 e22c	f2f6 e22d
シフトJIS(MS) Unicode-JEF																		
	f2f7 e22e	f2f8 e22f	f2f9 e230	f2fa e231	f2fb e232	f2fc e233	f340 e234	f341 e235	f342 e236	f343 e237	f344 e238	f345 e239	f346 e23a	f347 e23b	f348 e23c	f349 e23d	f34a e23e	f34b e23f

Windows TrueType フォント(SJISMS) 標準

シフトJIS(MS) Unicode-JEF						尻	桺	瑯	鑄	鍛	初	銖	倂	昴	徹	博	倂	
	f35e e252	f35f e253	f360 e254	f361 e255	f362 e256	f363 e257	f364 e258	f365 e259	f366 e25a	f367 e25b	f368 e25c	f369 e25d	f36a e25e	f36b e25f	f36c e260	f36d e261	f36e e262	f36f e263
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	今	祚	娼	瀧	會	菅	埒	椰	橋	槁	茂		樊	蘇	藤	昇	邊	鋏
	f370 e264	f371 e265	f372 e266	f373 e267	f374 e268	f375 e269	f376 e26a	f377 e26b	f378 e26c	f379 e26d	f37a e26e	f37b e26f	f37c e270	f37d e271	f37e e272	f380 e273	f381 e274	f382 e275
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	悪	Ⓢ	滿	輔	執	與	藤	丌	荒	鎗	變	紀	甬	補	Ⓣ	網	彌	蹟
	f383 e276	f384 e277	f385 e278	f386 e279	f387 e27a	f388 e27b	f389 e27c	f38a e27d	f38b e27e	f38c e27f	f38d e280	f38e e281	f38f e282	f390 e283	f391 e284	f392 e285	f393 e286	f394 e287
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	齋	兰	會	草	督	彌	英	邊	邊	勝	勵	片	姍	瀉	湊	勲	宇	賢
	f395 e288	f396 e289	f397 e28a	f398 e28b	f399 e28c	f39a e28d	f39b e28e	f39c e28f	f39d e290	f39e e291	f39f e292	f3a0 e293	f3a1 e294	f3a2 e295	f3a3 e296	f3a4 e297	f3a5 e298	f3a6 e299
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	荒	域	典	沼	亘	佐	甚	萬	来	座		彡	勢	兼	桺	惹	熙	朕
	f3a7 e29a	f3a8 e29b	f3a9 e29c	f3aa e29d	f3ab e29e	f3ac e29f	f3ad e2a0	f3ae e2a1	f3af e2a2	f3b0 e2a3	f3b1 e2a4	f3b2 e2a5	f3b3 e2a6	f3b4 e2a7	f3b5 e2a8	f3b6 e2a9	f3b7 e2aa	f3b8 e2ab
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	鳧	皓	聚		冫	窃	𠂇	颯	季	嶽	遠	稔	恭	勢	軌	矩	𠂇	伉
	f3b9 e2ac	f3ba e2ad	f3bb e2ae	f3bc e2af	f3bd e2b0	f3be e2b1	f3bf e2b2	f3c0 e2b3	f3c1 e2b4	f3c2 e2b5	f3c3 e2b6	f3c4 e2b7	f3c5 e2b8	f3c6 e2b9	f3c7 e2ba	f3c8 e2bb	f3c9 e2bc	f3ca e2bd
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	櫛	▨	誼	瑶	廣	網	菜	婧	媼	稭	祐	滂	璫	鄣	士	𠂇	逵	慎
	f3cb e2be	f3cc e2bf	f3cd e2c0	f3ce e2c1	f3cf e2c2	f3d0 e2c3	f3d1 e2c4	f3d2 e2c5	f3d3 e2c6	f3d4 e2c7	f3d5 e2c8	f3d6 e2c9	f3d7 e2ca	f3d8 e2cb	f3d9 e2cc	f3da e2cd	f3db e2ce	f3dc e2cf
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	妊	補	寄	兼	晰	褻	聿	博	𠂇		蕙	华	𠂇		禧	洧	菁	
	f3dd e2d0	f3de e2d1	f3df e2d2	f3e0 e2d3	f3e1 e2d4	f3e2 e2d5	f3e3 e2d6	f3e4 e2d7	f3e5 e2d8	f3e6 e2d9	f3e7 e2da	f3e8 e2db	f3e9 e2dc	f3ea e2dd	f3eb e2de	f3ec e2df	f3ed e2e0	f3ee e2e1

Windows TrueType フォント(SJISMS) 標準

シフトJIS(MS) Unicode-JEF		裕	遥	寓	槁	絜		-	一	ス	ポ	ツ	祠		静		膜	真	堯
	f3ef e2e2	f3f0 e2e3	f3f1 e2e4	f3f2 e2e5	f3f3 e2e6	f3f4 e2e7	f3f5 e2e8	f3f6 e2e9	f3f7 e2ea	f3f8 e2eb	f3f9 e2ec	f3fa e2ed	f3fb e2ee	f3fc e2ef	f440 e2f0	f441 e2f1	f442 e2f2	f443 e2f3	
シフトJIS(MS) Unicode-JEF		媿	原	角	弁	僉	寇	邊	𠂔	𠂔	土	建	大	左	と	石	屋	電	
	f444 e2f4	f445 e2f5	f446 e2f6	f447 e2f7	f448 e2f8	f449 e2f9	f44a e2fa	f44b e2fb	f44c e2fc	f44d e2fd	f44e e2fe	f44f e2ff	f450 e300	f451 e301	f452 e302	f453 e303	f454 e304	f455 e305	
シフトJIS(MS) Unicode-JEF																			
	f456 e306	f457 e307	f458 e308	f459 e309	f45a e30a	f45b e30b	f45c e30c	f45d e30d	f45e e30e	f45f e30f	f460 e310	f461 e311	f462 e312	f463 e313	f464 e314	f465 e315	f466 e316	f467 e317	
シフトJIS(MS) Unicode-JEF		お		𠂔	𠂔		會	榉	榿	補	會	橋	彌		郷	菊	英	芳	
	f468 e318	f469 e319	f46a e31a	f46b e31b	f46c e31c	f46d e31d	f46e e31e	f46f e31f	f470 e320	f471 e321	f472 e322	f473 e323	f474 e324	f475 e325	f476 e326	f477 e327	f478 e328	f479 e329	
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	禪	廣	禪	邊	𠂔	檜	蒨	眈	愁	艾	戾	烝	捷	震	曹	蕓	彌	葑	
	f47a e32a	f47b e32b	f47c e32c	f47d e32d	f47e e32e	f480 e32f	f481 e330	f482 e331	f483 e332	f484 e333	f485 e334	f486 e335	f487 e336	f488 e337	f489 e338	f48a e339	f48b e33a	f48c e33b	
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	馨		宰	簪	覺	𠂔	丈	謹				美	𠂔	植	於	养			
	f48d e33c	f48e e33d	f48f e33e	f490 e33f	f491 e340	f492 e341	f493 e342	f494 e343	f495 e344	f496 e345	f497 e346	f498 e347	f499 e348	f49a e349	f49b e34a	f49c e34b	f49d e34c	f49e e34d	
シフトJIS(MS) Unicode-JEF		或					𠂔		100										
	f49f e34e	f4a0 e34f	f4a1 e350	f4a2 e351	f4a3 e352	f4a4 e353	f4a5 e354	f4a6 e355	f4a7 e356	f4a8 e357	f4a9 e358	f4aa e359	f4ab e35a	f4ac e35b	f4ad e35c	f4ae e35d	f4af e35e	f4b0 e35f	
シフトJIS(MS) Unicode-JEF																			
	f4b1 e360	f4b2 e361	f4b3 e362	f4b4 e363	f4b5 e364	f4b6 e365	f4b7 e366	f4b8 e367	f4b9 e368	f4ba e369	f4bb e36a	f4bc e36b	f4bd e36c	f4be e36d	f4bf e36e	f4c0 e36f	f4c1 e370	f4c2 e371	

Windows TrueType フォント(SJISMS) 標準

				若	荒	遠	祇	延	静	恭	藏	權	勘	魄	西	依	逸	増
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	f560 e3cc	f561 e3cd	f562 e3ce	f563 e3cf	f564 e3d0	f565 e3d1	f566 e3d2	f567 e3d3	f568 e3d4	f569 e3d5	f56a e3d6	f56b e3d7	f56c e3d8	f56d e3d9	f56e e3da	f56f e3db	f570 e3dc	f571 e3dd
	静	隼	督	峽	彌	寛	衛	徳	芦	繪	若	駒	樂	脇	祀	奥	蛭	巖
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	f572 e3de	f573 e3df	f574 e3e0	f575 e3e1	f576 e3e2	f577 e3e3	f578 e3e4	f579 e3e5	f57a e3e6	f57b e3e7	f57c e3e8	f57d e3e9	f57e e3ea	f580 e3eb	f581 e3ec	f582 e3ed	f583 e3ee	f584 e3ef
	憲	切	蘇	靚	葉	荒	豊	原	𪗇	銚	鶴	域		藏	冗	齊	芳	煒
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	f585 e3f0	f586 e3f1	f587 e3f2	f588 e3f3	f589 e3f4	f58a e3f5	f58b e3f6	f58c e3f7	f58d e3f8	f58e e3f9	f58f e3fa	f590 e3fb	f591 e3fc	f592 e3fd	f593 e3fe	f594 e3ff	f595 e400	f596 e401
	視	炯	關	迫	萩	苾	會	原	敬	靚	邊	達	曾	科	棚	今	繁	苻
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	f597 e402	f598 e403	f599 e404	f59a e405	f59b e406	f59c e407	f59d e408	f59e e409	f59f e40a	f5a0 e40b	f5a1 e40c	f5a2 e40d	f5a3 e40e	f5a4 e40f	f5a5 e410	f5a6 e411	f5a7 e412	f5a8 e413
	妃	漆	甚	翠	昂	海	弭	徳	罐	桜	否	鑫	莊	𪗇	瀨	沅	亮	添
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	f5a9 e414	f5aa e415	f5ab e416	f5ac e417	f5ad e418	f5ae e419	f5af e41a	f5b0 e41b	f5b1 e41c	f5b2 e41d	f5b3 e41e	f5b4 e41f	f5b5 e420	f5b6 e421	f5b7 e422	f5b8 e423	f5b9 e424	f5ba e425
	巢	圓	麵	溲	吉	祐	亮	翔	萃	勢	邊	龍	廻	郝	尙	𪗇	步	园
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	f5bb e426	f5bc e427	f5bd e428	f5be e429	f5bf e42a	f5c0 e42b	f5c1 e42c	f5c2 e42d	f5c3 e42e	f5c4 e42f	f5c5 e430	f5c6 e431	f5c7 e432	f5c8 e433	f5c9 e434	f5ca e435	f5cb e436	f5cc e437
	贈	穂	梢	隆	藤	歳	徳	𪗇	𪗇	菊	鈺	灵	西	茂	蘇	肖	宁	浩
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	f5cd e438	f5ce e439	f5cf e43a	f5d0 e43b	f5d1 e43c	f5d2 e43d	f5d3 e43e	f5d4 e43f	f5d5 e440	f5d6 e441	f5d7 e442	f5d8 e443	f5d9 e444	f5da e445	f5db e446	f5dc e447	f5dd e448	f5de e449
	栖	邢	花	閨	白	翹	𪗇	郎	望	姝	坐	福	肇	樽	社	槌	朗	範
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	f5df e44a	f5e0 e44b	f5e1 e44c	f5e2 e44d	f5e3 e44e	f5e4 e44f	f5e5 e450	f5e6 e451	f5e7 e452	f5e8 e453	f5e9 e454	f5ea e455	f5eb e456	f5ec e457	f5ed e458	f5ee e459	f5ef e45a	f5f0 e45b

Windows TrueType フォント(SJISMS) 標準

揍	那	祇	典	頼	渚	磨	劔	份	猪								
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

シフトJIS(MS)
Unicode-JEF

f5f1 e45c	f5f2 e45d	f5f3 e45e	f5f4 e45f	f5f5 e460	f5f6 e461	f5f7 e462	f5f8 e463	f5f9 e464	f5fa e465	f5fb e466	f5fc e467	f640 e468	f641 e469	f642 e46a	f643 e46b	f644 e46c	f645 e46d
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

シフトJIS(MS)
Unicode-JEF

f646 e46e	f647 e46f	f648 e470	f649 e471	f64a e472	f64b e473	f64c e474	f64d e475	f64e e476	f64f e477	f650 e478	f651 e479	f652 e47a	f653 e47b	f654 e47c	f655 e47d	f656 e47e	f657 e47f
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

シフトJIS(MS)
Unicode-JEF

f658 e480	f659 e481	f65a e482	f65b e483	f65c e484	f65d e485	f65e e486	f65f e487	f660 e488	f661 e489	f662 e48a	f663 e48b	f664 e48c	f665 e48d	f666 e48e	f667 e48f	f668 e490	f669 e491
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

シフトJIS(MS)
Unicode-JEF

f66a e492	f66b e493	f66c e494	f66d e495	f66e e496	f66f e497	f670 e498	f671 e499	f672 e49a	f673 e49b	f674 e49c	f675 e49d	f676 e49e	f677 e49f	f678 e4a0	f679 e4a1	f67a e4a2	f67b e4a3
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

シフトJIS(MS)
Unicode-JEF

f67c e4a4	f67d e4a5	f67e e4a6	f680 e4a7	f681 e4a8	f682 e4a9	f683 e4aa	f684 e4ab	f685 e4ac	f686 e4ad	f687 e4ae	f688 e4af	f689 e4b0	f68a e4b1	f68b e4b2	f68c e4b3	f68d e4b4	f68e e4b5
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

シフトJIS(MS)
Unicode-JEF

f68f e4b6	f690 e4b7	f691 e4b8	f692 e4b9	f693 e4ba	f694 e4bb	f695 e4bc	f696 e4bd	f697 e4be	f698 e4bf	f699 e4c0	f69a e4c1	f69b e4c2	f69c e4c3	f69d e4c4	f69e e4c5	f69f e4c6	f6a0 e4c7
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

シフトJIS(MS)
Unicode-JEF

f6a1 e4c8	f6a2 e4c9	f6a3 e4ca	f6a4 e4cb	f6a5 e4cc	f6a6 e4cd	f6a7 e4ce	f6a8 e4cf	f6a9 e4d0	f6aa e4d1	f6ab e4d2	f6ac e4d3	f6ad e4d4	f6ae e4d5	f6af e4d6	f6b0 e4d7	f6b1 e4d8	f6b2 e4d9
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

シフトJIS(MS)
Unicode-JEF

f6b3 e4da	f6b4 e4db	f6b5 e4dc	f6b6 e4dd	f6b7 e4de	f6b8 e4df	f6b9 e4e0	f6ba e4e1	f6bb e4e2	f6bc e4e3	f6bd e4e4	f6be e4e5	f6bf e4e6	f6c0 e4e7	f6c1 e4e8	f6c2 e4e9	f6c3 e4ea	f6c4 e4eb
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

Windows TrueType フォント(SJISMS) 標準

シフトJIS(MS) Unicode-JEF							爾	丈	刃	𠂇	𠂈	𠂉	𠂊	𠂋	𠂌	𠂍	𠂎	𠂏
	f799 e57c	f79a e57d	f79b e57e	f79c e57f	f79d e580	f79e e581	f79f e582	f7a0 e583	f7a1 e584	f7a2 e585	f7a3 e586	f7a4 e587	f7a5 e588	f7a6 e589	f7a7 e58a	f7a8 e58b	f7a9 e58c	f7aa e58d
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	勛	𠂐	𠂑	博	吉	嘻		尙		𠂒	𠂓	𠂔	強	彦	惠	𠂕	𠂖	𠂗
	f7ab e58e	f7ac e58f	f7ad e590	f7ae e591	f7af e592	f7b0 e593	f7b1 e594	f7b2 e595	f7b3 e596	f7b4 e597	f7b5 e598	f7b6 e599	f7b7 e59a	f7b8 e59b	f7b9 e59c	f7ba e59d	f7bb e59e	f7bc e59f
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	愴	戢	揔	敏	吉	𠂘	桜	榿	檣	汶	浩	淞	溫	溟	滄	珏	盈	規
	f7bd e5a0	f7be e5a1	f7bf e5a2	f7c0 e5a3	f7c1 e5a4	f7c2 e5a5	f7c3 e5a6	f7c4 e5a7	f7c5 e5a8	f7c6 e5a9	f7c7 e5aa	f7c8 e5ab	f7c9 e5ac	f7ca e5ad	f7cb e5ae	f7cc e5af	f7cd e5b0	f7ce e5b1
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	𠂙	𠂚	礫	礧	祐	禎	禮	穠	筵	𠂛	紘	臺	芋	苙	蕪	藤	藏	
	f7cf e5b2	f7d0 e5b3	f7d1 e5b4	f7d2 e5b5	f7d3 e5b6	f7d4 e5b7	f7d5 e5b8	f7d6 e5b9	f7d7 e5ba	f7d8 e5bb	f7d9 e5bc	f7da e5bd	f7db e5be	f7dc e5bf	f7dd e5c0	f7de e5c1	f7df e5c2	f7e0 e5c3
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	諛	諗	諭	𠂜	𠂝	辻	邢	陰	邦	鍊	鏐		鐳	鑊	𠂞	の	𠂟	𠂠
	f7e1 e5c4	f7e2 e5c5	f7e3 e5c6	f7e4 e5c7	f7e5 e5c8	f7e6 e5c9	f7e7 e5ca	f7e8 e5cb	f7e9 e5cc	f7ea e5cd	f7eb e5ce	f7ec e5cf	f7ed e5d0	f7ee e5d1	f7ef e5d2	f7f0 e5d3	f7f1 e5d4	f7f2 e5d5
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	𠂡	𠂢	𠂣	𠂤	𠂥	𠂦	𠂧	𠂨	𠂩	𠂪	𠂫	𠂬	𠂭	𠂮	𠂯	𠂰	𠂱	𠂲
	f7f3 e5d6	f7f4 e5d7	f7f5 e5d8	f7f6 e5d9	f7f7 e5da	f7f8 e5db	f7f9 e5dc	f7fa e5dd	f7fb e5de	f7fc e5df	f840 e5e0	f841 e5e1	f842 e5e2	f843 e5e3	f844 e5e4	f845 e5e5	f846 e5e6	f847 e5e7
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	アパ ート	ビル	マン ション	コー ポ	ハイ ツイ	⇒	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	㉑	㉒
	f848 e5e8	f849 e5e9	f84a e5ea	f84b e5eb	f84c e5ec	f84d e5ed	f84e e5ee	f84f e5ef	f850 e5f0	f851 e5f1	f852 e5f2	f853 e5f3	f854 e5f4	f855 e5f5	f856 e5f6	f857 e5f7	f858 e5f8	f859 e5f9
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	企		協	(名)
	f85a e5fa	f85b e5fb	f85c e5fc	f85d e5fd	f85e e5fe	f85f e5ff	f860 e600	f861 e601	f862 e602	f863 e603	f864 e604	f865 e605	f866 e606	f867 e607	f868 e608	f869 e609	f86a e60a	f86b e60b

Windows TrueType フォント(SJISMS) 標準

シフトJIS(MS) Unicode-JEF	(勞)	(資)	(財)	(特)	(学)	泰		龐	宁	筧	邽	玆	勑	ノ	澗	礲	榛	漆
	f86c e60c	f86d e60d	f86e e60e	f86f e60f	f870 e610	f871 e611	f872 e612	f873 e613	f874 e614	f875 e615	f876 e616	f877 e617	f878 e618	f879 e619	f87a e61a	f87b e61b	f87c e61c	f87d e61d
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	𠄎	榎	洗	個	刘	烘	閤	𠄎	𠄎	蔣	難	龔	俚	勤	芦	媮	尋	蔣
	f87e e61e	f880 e61f	f881 e620	f882 e621	f883 e622	f884 e623	f885 e624	f886 e625	f887 e626	f888 e627	f889 e628	f88a e629	f88b e62a	f88c e62b	f88d e62c	f88e e62d	f88f e62e	f890 e62f
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	亼					梅	歲		漣		焿	牽		頤		𠄎	𠄎	𠄎
	f891 e630	f892 e631	f893 e632	f894 e633	f895 e634	f896 e635	f897 e636	f898 e637	f899 e638	f89a e639	f89b e63a	f89c e63b	f89d e63c	f89e e63d	f89f e63e	f8a0 e63f	f8a1 e640	f8a2 e641
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	婦	心	禰	社	阳	鉄	浩	坠	羨	琢	鏹	柳	顺	张	爰	檣	菡	菊
	f8a3 e642	f8a4 e643	f8a5 e644	f8a6 e645	f8a7 e646	f8a8 e647	f8a9 e648	f8aa e649	f8ab e64a	f8ac e64b	f8ad e64c	f8ae e64d	f8af e64e	f8b0 e64f	f8b1 e650	f8b2 e651	f8b3 e652	f8b4 e653
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	吳	淩	暹	捻	碯	衛	寶	罕	駿	寬	棗	貴	萍	祢	閤	博	葉	藤
	f8b5 e654	f8b6 e655	f8b7 e656	f8b8 e657	f8b9 e658	f8ba e659	f8bb e65a	f8bc e65b	f8bd e65c	f8be e65d	f8bf e65e	f8c0 e65f	f8c1 e660	f8c2 e661	f8c3 e662	f8c4 e663	f8c5 e664	f8c6 e665
シフトJIS(MS) Unicode-JEF	慎	雨	菝	𠄎	曾	橋	節	葛	蛸	藤	學	嬪	鎌	藤	土	敬	花	紀
	f8c7 e666	f8c8 e667	f8c9 e668	f8ca e669	f8cb e66a	f8cc e66b	f8cd e66c	f8ce e66d	f8cf e66e	f8d0 e66f	f8d1 e670	f8d2 e671	f8d3 e672	f8d4 e673	f8d5 e674	f8d6 e675	f8d7 e676	f8d8 e677
シフトJIS(MS) Unicode-JEF																		
	f8d9 e678	f8da e679	f8db e67a	f8dc e67b	f8dd e67c	f8de e67d	f8df e67e	f8e0 e67f	f8e1 e680	f8e2 e681	f8e3 e682	f8e4 e683	f8e5 e684	f8e6 e685	f8e7 e686	f8e8 e687	f8e9 e688	f8ea e689
シフトJIS(MS) Unicode-JEF																		
	f8eb e68a	f8ec e68b	f8ed e68c	f8ee e68d	f8ef e68e	f8f0 e68f	f8f1 e690	f8f2 e691	f8f3 e692	f8f4 e693	f8f5 e694	f8f6 e695	f8f7 e696	f8f8 e697	f8f9 e698	f8fa e699	f8fb e69a	f8fc e69b

業務委託契約書

委託業務の名称 山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務

委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

業務委託料 単価契約（単位：1件）

イ 半角英数 ￥〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇〇円）

ロ 全角英数かな漢字 ￥〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇〇円）

契約保証金 予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額とする。
ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

頭書業務の委託について、委託者 山形県知事 吉村 美栄子 を発注者とし、受託者 〇〇〇〇〇〇〇〇 を受注者とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、「山形県税務総合電算システム用入力データ作成業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間の終期（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施し、その結果（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとする。

2 前項の委託仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

（委託業務の遂行場所）

第2条 受注者は、委託業務を次の場所において遂行するものとする。

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇

（業務遂行上の義務）

第3条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

（従事者の管理）

第4条 受注者は、従事者の氏名をあらかじめ発注者に通知するものとする。

2 受注者は、従事者の管理について一切の責任を負う。

（秘密の保持等）

第5条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第6条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（監督及び指示並びに調査及び報告）

第7条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第8条 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、発注者、受注者協議により定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第9条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第11条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

3 受注者は、必要がある場合には、発注者に対し労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う委託料の変更について申出を行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。

(2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。

(4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を

いう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

(談合等に係る契約解除)

第13条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第

96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（事故発生の通知）

第14条 受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

（業務完了報告等）

第15条 受注者は、月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書（別紙様式）を提出しなければならない。この場合において、業務完了報告書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときには、その日から起算して10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

（委託料の支払）

第16条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に対し委託料の請求書を提出するものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

- 2 委託料の請求にあたっては、月における半角英数、全角英数かな漢字の入力件数の合計に、契約単価（税込金額）を乗じ、各々の小数点以下の端数を切り捨てた金額の合計をもって請求金額とする。
- 3 発注者は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

（遅延利息）

第17条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第16条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇.〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、その責めに帰する理由により第15条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第16条第3項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

(発注者の履行追完請求権等)

第18条 成果品がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、成果品の検査完了後から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(履行遅滞違約金)

第19条 受注者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年〇.〇パーセントの割合で計算した額とする。

(履行不能の場合の措置)

第20条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(疑義についての協議)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子

受注者 (住所又は所在地)
(氏名又は名称及び代表者氏名)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。